

---

---

■第23回通常総会を開催	1
■「決算状況表」にみる会員の事業態様 当協会総務部	5
■全米先物協会の懲戒処分制度の概要と手続き	15
■全米先物協会の監査制度の概要	24
■Financial Futuresニュース（25トピックス）	29

---

## ■第23回通常総会を開催

本協会の第23回通常総会が平成24年6月12日、KKRホテルで開催され、次の議案について、いずれも原案のとおり可決承認されました。

第1号議案 平成23年度事業報告及び決算について

第2号議案 役員を選任について

第3号議案 通常総会議事録署名人の選任について

平成24年6月12日開催の通常総会で新理事が選任されたのを受けて、同日開催の理事会で会長、副会長、及び専務理事の互選を行い、会長に塚本隆史理事（株式会社みずほ銀行取締役頭取）、副会長に日比野隆司理事（大和証券株式会社取締役社長）、専務理事に後藤敬三理事が選任されました。

今通常総会では、来賓として、金融庁長官の名代として細溝監督局長に出席を賜り、ご挨拶をいただきました。



平成24年度の本協会の役員は、通常総会での選任により、次のとおりとなりました。

(平成24年6月12日)

理事（会長）	塚本隆史	株式会社みずほ銀行	取締役頭取
理事（副会長）	日比野隆司	大和証券株式会社	取締役社長
理事	國部毅	株式会社三井住友銀行	頭取
理事	久保田勇夫	株式会社西日本シティ銀行	取締役頭取
理事	常陰均	三井住友信託銀行株式会社	取締役社長
理事	石井茂	ソニー銀行株式会社	代表取締役社長
理事	瀬口二郎	メリルリンチ日本証券株式会社	代表取締役社長
理事	松本大	マネックス証券株式会社	代表取締役社長
理事	五十嵐眞	FXプライム株式会社	代表取締役社長
理事（専務理事）	松本一榮	セントラル短資FX株式会社	代表取締役社長
監事	後藤敬三		
	沼波正	公益財団法人金融情報システムセンター	常務理事

(会員代表者については会長、副会長、専務理事及び監事を除き会員番号順、敬称略。役職名は会員届による。)

## 一般社団法人金融先物取引業協会 第23回通常総会

### 金融庁 細溝清史監督局長 ご挨拶

金融先物取引業協会の第23回通常総会にあたり、一言ご挨拶申し上げたい。今回の総会は、御協会が一般社団法人へ移行して初めてであり、また、公益法人制度改革へきちんと対応が果たされ、今後の円滑な自主規制事業の継続実施の基礎づくりが行われたと思っており、当局としても歓迎している。

御協会の活動は2つ、①主に事業者向けに提供される通貨オプション取引の自主規制機関と、②主に個人向けに提供されるFX取引の自主規制機関ということで、非常にさまざまな業態業種横断的な機関である。いろいろな会員が御協会の下で一致団結し、担当する自主規制分野全体にわたり、適確な状況認識を行い、これに基づき自主規制事業を実施していくことを期待している。

御協会の実際の活動状況を見ると、当庁が新たに導入したルールを会員に対してフォローアップしていたことにとどまらず、会員各社の法令遵守態勢のチェック機能の充実にも取り組まれていると承知している。

本日はこういう機会を与えてもらったので、金融庁の行政についても一言ご説明をしたいと思っている。

かつて、私は、証券取引法から金融商品取引法に替えたときに担当審議官であった当時、規制の横断化ということでいろいろな法律を取り込み、それまで取り組んでいなかった業態を取り込んだ。その際、不動産等の業態の方々には抵抗感があった。なぜかという、金融庁は「金融規制庁」であり、「金融処分庁」であると思い、「そんなところが所管になるのは嫌だ」ということだった。私どもにはそういうつもりは全く無かったが、そういう反応を目にして、これではいけないということで、5年くらい前からベターレギュレーションに取り組んでいる。

金融行政の目的は、金融システムの安定、顧客保護、情報の共有を通じて行政対応の透明性であり、「こういうことをやればこうなる」、「こういうことをちゃんとやれば大丈夫」ということがわかるようにしたい。現在、5年目の取り組みとなっている。

このベターレギュレーションを基本に据えて、金融庁としてどういうことを心掛けているかという、①リスク感応度の高い行政。いろいろリスクがあるがそれに対してアンテナを高くしてできるだけ早くそれに対応する。②国民の目線・利用者の立場に立った行政。金融機関と当局は、どうしても対立するような関係になっているかもしれないが、これをサービス業だと思えば、我々は規制サービスを提供しているのであり、「直接の対象者は金融機関だが、最終受益者は利用者だ」という発想だと思っている。したがって、私どもは最終受益者である利用者の目線に合った行政を行いたい。

③将来を見据えた行政。

④金融機関の自主的な経営判断・経営改善に資する行政。例えば、業態を横断的にオンサイトで見ているのは検査当局である。それから監督当局もいろいろなヒアリングを通じて業態内を横断的に見ている。我々は

他社がどうやっているのかということはよくわかっている。もし、何か問題があって対応が難しいということがある時に、検査当局に他社ではどうやっているのか聞けば、どの会社とは言えないが業界のミディアムスタンダードはこんなプラクティスがあることが解る。「ベストプラクティスはこんなプラクティスである」ということを出来るだけ還元しようという発想で、取り組んでいる。

足下について説明すると、いくつか問題があると思っている。

一点目に、欧州をめぐる最近の状況等についてである。6月17日ギリシャにおける再選挙の実施や、スペインについても銀行への資本注入スキームが発表されて一息ついているといいながら、抜本的な問題の解決にはなっていない。それが今、イタリアに飛び火しつつあるということである。また、アメリカも、例えば、住宅ローンに関する抜本的な解決処理等、個人のB/Sの改善にはなっていない。したがって、個人の雇用回復に関する不透明感もある。中国も若干おかしくなっている。そういうことでマーケットが非常に不安定な状況である。そうした中、金融資本市場を通じた直接的な影響、実態経済を通じた影響、この2つの波が日本にくるのであろう。どんな経路か分からないが、いろいろな経路を通じて日本に伝わって来るのだらうと思っている。我々は、それについての警戒レベルを上げている、金融機関の方々にも上げていただいている。

二点目は、情報システムについて、大規模なシステム障害が起きると、それだけで非常に影響があったという例もある。実に残念ながら、いくつかのFX業者からもシステム障害報告が来ている。システムを単に専門家に任せるというのではなく、経営陣の経営課題として取り組んでいただき、そこで万が一何かあれば広範囲の顧客に大きな影響があるので、経営陣できちんとチェックしていただきたい。その際、外注している場合は、外注先の管理というのも行っていただきたい。

三点目は、節電対策である。5月25日に今年の夏も電力需給において節電の要請をした。これについて、各金融機関に対していろいろとご協力、それから節電行動計画の提出をお願いしたのでご協力いただきたい。

最後に、最初に申しましたように、私どもは、ベターレギュレーションということで、皆さんとともに歩む行政を目指して頑張っているのです、今後ともよろしく願いたい。

以 上

## 「決算状況表」にみる会員の事業態様

### 当協会総務部

本集計は、金融商品取引業者である当協会の会員（登録金融機関及び第二種金融商品取引業者は含みません。以下、「業者会員」といいます。）が金融庁長官・財務局長の命令に基づき提出した平成24年3月期決算状況表（平成23年4月から平成24年3月まで）のうち、(1) 総括表、(2-2) 有価証券に関連しない受入手数料及び(4-2) 有価証券に関連しないトレーディング損益のデータを集計したものです<sup>\*1</sup>。

損益の概要は、ほぼ次のような状況となっています。

① 24.3期<sup>\*2</sup>及び24.3下半期<sup>\*3</sup>の業者会員全体の収益は、表5-1及び表5-2のように、営業収益は減少したものの、金融費用・販売費・一般管理費の減少により、営業損益及び経常損益では、それぞれ前年比<sup>\*4</sup>及び前期比<sup>\*5</sup>ともに増加しています。先物専門会社の収益状況は、表6-1と表6-2のように、営業収益の減少を販売費・一般管理費の減少で補い、営業損益及び経常損益では、それぞれ前年比増加、前期比ほぼ同じです。外国為替証拠金取引が主たる業務となっている業者会員<sup>\*6</sup>の収益状況は、表7-1と表7-2のように、営業収益は減少したものの、販売費・一般管理費の減少があり、営業損益及び経常損益では、前年比増加、前期比減少しています。

② 同じく受入手数料収入は、金利先物等取引で24.3期は前年比で減少し、24.3下半期は前期比で増加しました。取引所為替証拠金取引（くりっく365及び大証FX）は前年比増加、前期比減少でした。店頭外国為替証拠金取引は、前年比、前期比とともに減少しました。

③ トレーディング収益は、国内の金利先物等取引が24.3期は利益が前年比減少、海外は損失から利益に転じています。24.3下半期は、国内の金利先物等取引は利益から損失に転じ、海外は利益から損失に転じています。

④ 店頭外国為替証拠金取引は、24.3期は、前年比、取引数量は若干の減少、受入手数料収入が大きく減少、外為等収益<sup>\*7</sup>も減少したため、単位当たりの収益額は減少しています。24.3下半期は、前期比、取引数量、受入手数料収入、外為等収益、単位当たりの収益額ともに減少しています。

※1 商品先物取引に係る受入手数料及びトレーディング損益（24.3期23,835百万円、24.3下半期10,330万円）は除きます。

※2 平成23年4月から平成24年3月までをいいます。

※3 平成23年10月から平成24年3月までをいいます。

※4 平成22年4月から平成23年3月までと比較します。

※5 平成23年4月から平成23年9月までと比較します。

※6 金融取、大証及び店頭の外国為替証拠金取引からの収益の合計が純営業収益の半分以上を占める会員業者をいいます。証券会社17社、先物専門会社30社、計47社です。

※7 店頭外国為替証拠金取引から生じる顧客との取引とカバー先との取引又は顧客取引と別の顧客との取引等の為替レートの差及び同じくスワップポイントの授受の差をいいます。以下同じ。

#### 1. 会員数等

集計対象の業者会員104社（前年比▲9社）の内訳は、証券会社69社（同1社増）、商品先物会社5社（同▲2社）及び先物専門会社30社（同▲8社）です。そのうち、受託実績があった業者会員は、金融取の金利先物等取引が14社（同変わらず）、くりっく365及び大証FXは合わせて29社（同変わらず）、海外は同

じく14社（同▲2社）でした。店頭金融先物取引の取扱実績があった業者会員は75社（同▲17社）、うち外国為替証拠金取引の取扱実績があった業者会員が67社（同▲15社）、同じく通貨オプション取引※が16社（同▲1社）でした。

※ 通貨バイナリーオプションを含みます。以下同じ。

## 2. 有価証券に関連しない受入手数料収入

### (1) 市場デリバティブ取引

24.3期の金融取の金利先物等取引に係る受入手数料収入があった業者会員13社（前年比1社増）※の受入手数料収入は、1,847百万円（同▲57.5%）、同業者会員による金融取の金利先物等取引の受託実績は、9,399千枚（同▲50.0%）でした。また、24.3下半期は、それぞれ12社（前期比▲1社）、863百万円（同6.0%増）、4,057千枚（同▲36.0%）でした。

24.3期のくりっく365及び大証FXに係る受入手数料収入があった業者会員29社（前年比変わらず）の受入手数料収入は、合わせて11,542百万円（同2.8%増）、同業者会員によるくりっく365及び大証FXの受託実績は、合わせて111,607千枚（同▲7.1%）でした。また、24.3下半期は、それぞれ29社（前期比変わらず）、5,165万円（同▲21.7%）、49,884千枚（同▲31.0%）でした。

※ 市場デリバティブ取引の受託実績があっても、算出困難等の理由により、受入手数料金額の報告がない業者会員及び媒介取引のみを取り扱う業者会員を除きます。くりっく365及び大証FXについても同じです。外国市場デリバティブ取引は、媒介取引が多く、顧客からの受入手数料収入はほとんどないので除きます。

### (2) 店頭外国為替証拠金取引

24.3期の店頭外国為替証拠金取引に係る受入手数料収入があった業者会員45社（前年比▲12社）の受入手数料収入※は、表1のように、9,287百万円（同▲38.6%）でした。同業者会員による店頭外国為替証拠金取引の取引金額は、1,138兆円（同▲7.7%）ありました。また、24.3下半期では、それぞれ47社（前期比▲5社）、4,048百万円（同▲15.6%）、573兆円（同7.7%増）でした。

※ 受入手数料には、カバー先や海外本社から受け入れる手数料を含みます。以下同じ。

## 3. 有価証券に関連しないトレーディング損益

### (1) 市場デリバティブ取引

24.3期の有価証券に関連しない市場デリバティブ取引及び海外デリバティブ取引に係るトレーディング損益のあった業者会員それぞれ8社（前年比▲5社）及び5社（同▲1社）によるトレーディング損益は、金融取の金利先物等取引11,293百万円（前年比▲3.0%）、海外1,423百万円（同—）、合計で12,716百万円（同41.9%増）でした。また、24.3下半期は、それぞれ8社（前期比▲1社）及び5社（同▲1社）、▲11,939百万円（同▲—）、▲1,164百万円（同▲—）、▲13,103百万円（同▲—）でした。

### (2) 店頭デリバティブ取引

24.3期の店頭外国為替証拠金取引に関し、外為等収益のある業者会員50社（前年比▲4社）（うちプラスとなっているのは46社（同▲5社）、マイナスとなっているのは4社（同1社増））による同損益の合計

表1 店頭外国為替証拠金取引に係る受入手数料収入

（単位：百万円）

	証券会社（24社）・ 商品会社（1社）	先物専門会社（20社）	計（45社）
24.3期	6,012 (10,596)	3,275 (4,546)	9,287 (15,142)
24.3下半期	2,574 (2,981)	1,474 (1,816)	4,048 (4,797)

（注）カッコ内は、23.3期及び23.9上半期の数値です。

表2-1 店頭デリバティブ取引トレーディング損益 (24.3期)

(単位：百万円)

	証券会社 (32社)・ 商品会社 (7社)	先物専門会社 (31社)	計 (70社)
店頭デリバティブ取引	38,764 (37,961)	49,902 (56,828)	88,666 (94,789)
うち外国為替証拠金取引	35,741 (39,190)	49,241 (56,800)	84,982 (95,990)
うち外国為替取引	35,420 (38,610)	48,435 (56,446)	83,855 (95,056)
うちスワップポイント	322 ( 578)	805 ( 353)	1,127 ( 931)
うち通貨オプション取引	3,738 (▲1,230)	660 (77)	3,738 (▲1,153)

(注) カッコ内は、23.3期の数値です。

表2-2 店頭デリバティブ取引トレーディング損益 (24.3下半期)

(単位：百万円)

	証券会社 (33社)・ 商品会社 (6社)	先物専門会社 (31社)	計 (70社)
店頭デリバティブ取引	25,137 (13,627)	24,536 (26,261)	49,673 (39,888)
うち外国為替証拠金取引	16,175 (19,521)	24,033 (26,103)	40,208 (45,624)
うち外国為替取引	16,264 (19,156)	23,502 (25,850)	39,766 (45,006)
うちスワップポイント	▲42 ( 364)	533 ( 251)	491 ( 615)
うち通貨オプション取引	13,588 (▲10,510)	503 ( 157)	14,091 (▲10,353)

(注) カッコ内は、23.9上半期の数値です。

額は84,982百万円 (同▲11.4%) (うちスワップポイントから生じる損益\*は1,127百万円 (同21.0%増) でした。通貨オプションは3,738百万円 (同一) でした。バイナリーオプションに関し、外為等収益のある業者会員4社による同損益の合計額は2,500百万円、同取引金額は209,764百万円でした。

※ 外国為替証拠金取引の外国為替取引とスワップポイントとを区分せずに報告している会員については、外国為替取引に含めました。

#### 4. 店頭外国為替証拠金取引に係る取引金額と収益

表3-1及び表3-2は、それぞれ24.3期及び24.3下半期の店頭外国為替証拠金取引について、上記受入手数料収入とトレーディング損益及びその合計をそれぞれ取引金額で割算しました。24.3期の店頭外国為替証拠金取引からの取引金額百万円あたりの収益は、55円 (前年比▲5円) でした。そのうち、受入手数料は8円 (同▲4円)、トレーディング損益は53円 (同▲3円) でした。24.3下半期は、それぞれ54

円 (上半期比▲4円)、7円 (同▲2円) 及び51円 (同▲4円) でした。

**表3-1 店頭外国為替証拠金取引に係る取引金額と収益 (24.3期)**

(単位：受入手数料収入等は百万円、取引金額は10億円、百万円あたりの受入手数料等は円)

	証券会社・商品会社	先物専門会社	計
受入手数料収入	6,012 ( 10,596)	3,275 ( 4,546)	9,287 ( 15,142)
取引金額	778,673 (814,768)	360,209 (419,539)	1,138,882 (1,234,308)
取引金額百万円あたりの 受入手数料収入	7 ( 13)	9 ( 10)	8 ( 12)
外為等収益 <sup>※1</sup>	35,741 ( 39,190)	49,241 ( 56,800)	84,982 ( 95,990)
取引金額 <sup>※2</sup>	761,135 (852,858)	835,716 (861,050)	1,596,851 (1,713,909)
取引金額百万円あたりの 外為等収益	46 ( 45)	58 ( 65)	53 ( 56)
収益合計	41,753 ( 49,786)	52,517 ( 61,346)	94,269 ( 111,132)
取引金額 <sup>※3</sup>	822,335 (945,286)	862,606 (882,007)	1,684,942 (1,827,364)
取引金額百万円あたりの 収益合計	50 ( 52)	60 ( 69)	55 ( 60)

(注) カッコ内は、23.3期の数値です。

※1 受入手数料収入がゼロ以外の業者会員の取引金額の合計です。(表3-2において同じ。)

※2 外為等収益がゼロ以外の業者会員の取引金額の合計です。(表3-2において同じ。)

※3 受入手数料収入と外為等収益の両方がゼロ以外の業者会員の取引金額の合計です。(表3-2において同じ。)

**表3-2 店頭外国為替証拠金取引に係る取引金額と収益 (24.3下半期)**

(単位：受入手数料等は百万円、取引金額は10億円、百万円あたりの受入手数料等は円)

	証券会社・商品会社	先物専門会社	計
受入手数料	2,574 ( 2,981)	1,474 ( 1,816)	4,048 ( 4,797)
取引金額	394,476 (350,752)	179,157 (181,364)	573,633 (532,116)
取引金額百万円あたりの 受入手数料	6 ( 8)	8 ( 10)	7 ( 9)
外為等収益	16,175 ( 19,521)	24,033 ( 26,103)	40,208 ( 45,624)
取引金額	383,040 (370,289)	393,184 (453,623)	776,225 (823,913)
取引金額百万円あたりの 外為等収益	42 ( 52)	61 ( 57)	51 ( 55)
収益合計	18,750 ( 22,502)	25,507 ( 27,919)	44,256 ( 50,421)
取引金額	412,090 (394,854)	407,071 (466,623)	819,162 (861,478)
取引金額百万円あたりの 収益合計	45 ( 56)	62 ( 59)	54 ( 58)

(注) カッコ内は、23.9上半期の数値です。

## 5. 常勤役職員数と営業所数

常勤役職員数は58,336名（前年比▲6,522名）、営業所数は1,210（同▲16）でした。

表4 常勤役職員数と営業所数

（単位：名、カ所）

	証券会社（69社）	商品会社（5社）	先物専門会社（30社）	計（104社）
常勤役職員数	56,689（62,663）	739（977）	908（1,218）	58,336（64,858）
営業所数	1,143（1,145）	31（37）	36（44）	1,210（1,226）

（注）カッコ内は、23.3期の数値です。

## 6. 総括表

### （1）全業者会員

表5-1及び表5-2は、全業者会員104社の決算状況総括表の合計です。

表5-1 決算状況総括表—全業者会員（合計）（24.3期）

（単位：百万円、%）

区 分	24.3期（A）	23.3期（B）	（A）／（B）
営業収益	2,341,000	2,518,330	93.0
受入手数料	1,344,580	1,592,766	84.4
うち金融先物	23,157	31,001	74.7
トレーディング損益	581,177	492,176	118.1
うち金融先物	103,265	104,597	98.7
金融収益	391,937	411,783	95.2
その他の営業収益	23,232	21,522	107.9
うち商品先物	23,835	18,680	127.6
金融費用	234,160	262,164	89.3
純営業収益	2,106,810	2,256,141	93.4
販売費・一般管理費	1,919,527	2,221,546	86.4
営業損益	187,271	34,599	541.3
営業外収益	35,829	59,463	60.3
営業外費用	9,831	11,726	83.8
経常損益	213,280	82,338	259.0
特別利益	32,239	38,623	83.5
特別損失	68,566	225,332	30.4
税引前当期純損益	176,942	▲ 104,388	—
法人税等	29,344	36,765	79.8
法人税等調整額	153,558	106,577	144.1
当期純損益	▲ 6,008	▲ 247,778	—
常勤役職員数	58,336	64,858	89.9
営業所数	1,210	1,226	98.7

なお、会報第89号（平成23年6月発行）の表5-1の23.3期の数値に、一部の証券会社の数値を含めな  
い集計ミスがありました。上記の表の数値が正しい

数値です。本文の説明・他の表の数値への影響はあ  
りません。申し訳ありませんでした。

表5-2 決算状況総括表－全業者会員（合計）（24.3下半期）

（単位：百万円、%）

区 分	24.3下半期 (A)	23.9上半期 (B)	(A) / (B)
営業収益	1,198,573	1,217,985	98.4
受入手数料	689,786	692,057	99.7
うち金融先物	10,579	12,919	81.9
トレーディング損益	299,999	303,382	98.9
うち金融先物	42,300	62,631	67.5
金融収益	200,029	207,998	96.2
その他の営業収益	8,766	14,466	60.6
うち商品先物	10,331	13,504	76.5
金融費用	113,356	134,927	84.0
純営業収益	1,085,218	1,083,027	100.2
販売費・一般管理費	966,699	1,033,228	93.6
営業損益	118,510	49,796	238.0
営業外収益	7,799	30,371	25.7
営業外費用	5,345	6,941	77.0
経常損益	120,966	73,236	165.2
特別利益	13,595	18,886	72.0
特別損失	50,267	22,741	221.0
税引前当期純損益	84,294	69,370	121.5
法人税等	6,897	22,464	30.7
法人税等調整額	96,890	58,066	166.9
当期純損益	▲ 19,513	▲ 11,188	-
常勤役員数	58,336	66,719	87.4
営業所数	1,210	1,322	91.5

(2) 先物専門会社

表6-1及び表6-2は、先物専門会社30社の決算状況総括表の合計です。

表6-1 決算状況総括表－先物専門会社（合計）（24.3期）

（単位：百万円、％）

区 分	24.3期 (A)	23.3期 (B)	(A) / (B)
営業収益	56,593	64,587	87.6
受入手数料	4,041	5,633	71.7
うち金融先物	3,989	5,552	71.8
トレーディング損益	51,734	57,680	89.7
うち金融先物	51,732	57,679	89.7
金融収益	126	191	66.0
その他の営業収益	678	1,066	63.6
うち商品先物	28	1	2,800.0
金融費用	557	713	78.1
純営業収益	56,035	63,871	87.7
販売費・一般管理費	42,321	52,249	81.0
営業損益	13,705	11,621	117.9
営業外収益	994	1,119	88.8
営業外費用	555	638	87.0
経常損益	14,146	12,107	116.8
特別利益	30	252	11.9
特別損失	955	2,880	33.2
税引前当期純損益	13,217	9,472	139.5
法人税等	5,229	4,700	111.3
法人税等調整額	316	278	113.7
当期純損益	7,661	4,484	170.9
常勤役員数	908	1,218	74.5
営業所数	36	44	81.8

表6-2 決算状況総括表—先物専門会社（合計）（24.3下半期）

（単位：百万円、％）

区 分	24.3下半期 (A)	23.9上半期 (B)	(A) / (B)
営業収益	27,763	29,926	92.8
受入手数料	1,787	2,470	72.3
うち金融先物	1,757	2,445	71.8
トレーディング損益	25,640	26,975	95.1
うち金融先物	25,639	26,988	95.0
金融収益	49	77	63.6
その他の営業収益	286	392	73.0
うち商品先物	14	14	100.0
金融費用	301	256	117.6
純営業収益	27,464	29,667	92.6
販売費・一般管理費	20,614	22,739	90.7
営業損益	6,843	6,926	98.8
営業外収益	526	477	110.3
営業外費用	276	279	98.9
経常損益	7,091	7,128	99.5
特別利益	▲ 12	42	▲ 28.6
特別損失	803	152	528.3
税引前当期純損益	6,278	7,012	89.5
法人税等	2,653	2,603	101.9
法人税等調整額	80	266	30.1
当期純損益	3,539	4,137	85.5
常勤役員数	908	1,036	87.6
営業所数	36	39	92.3

(3) 外国為替証拠金取引が主たる業務である業者  
会員

金取引が主たる業務である業者会員47社の決算状況  
総括表の合計です。

表7-1及び表7-2は、取引所・店頭外国為替証拠

表7-1 決算状況総括表—外国為替証拠金取引が主たる業務である業者会員（合計）（24.3期）

（単位：百万円、％）

区 分	24.3期 (A)	23.3期 (B)	(A) / (B)
営業収益	96,146	111,352	86.3
受入手数料	12,834	20,394	62.9
うち金融先物	10,868	15,035	72.3
トレーディング損益	80,614	87,385	92.3
うち金融先物	80,273	87,320	91.9
金融収益	1,715	1,554	110.4
その他の営業収益	955	1,989	48.0
うち商品先物	162	172	94.4
金融費用	1,593	1,899	83.9
純営業収益	94,545	109,447	86.4
販売費・一般管理費	74,961	93,208	80.4
営業損益	19,574	16,239	120.5
営業外収益	1,783	1,381	129.1
営業外費用	1,249	884	141.3
経常損益	20,110	16,742	120.1
特別利益	427	481	88.8
特別損失	3,210	8,207	39.1
税引前当期純損益	17,326	9,010	192.3
法人税等	8,244	6,612	124.7
法人税等調整額	265	293	90.4
当期純損益	8,800	2,080	423.1
常勤役員数	1,528	1,936	78.9
営業所数	54	62	87.1

表7-2 決算状況総括表—外国為替証拠金取引が主たる業務である業者会員（合計）（24.3下半期）

（単位：百万円、％）

区 分	24.3下半期（A）	23.9上半期（B）	（A）／（B）
営業収益	46,051	51,191	90.0
受入手数料	5,713	7,388	77.3
うち金融先物	4,630	6,495	71.3
トレーディング損益	39,052	42,399	92.1
うち金融先物	38,810	42,314	91.7
金融収益	858	857	100.1
その他の営業収益	431	517	83.4
うち商品先物	68	87	78.6
金融費用	810	430	188.4
純営業収益	45,243	50,398	89.8
販売費・一般管理費	37,069	38,913	95.3
営業損益	8,167	11,482	71.1
営業外収益	756	1,036	73.0
営業外費用	696	553	125.9
経常損益	8,224	11,970	68.7
特別利益	194	233	83.3
特別損失	2,504	706	354.7
税引前当期純損益	5,920	11,490	51.5
法人税等	3,616	4,655	77.7
法人税等調整額	94	201	46.8
当期純損益	2,198	6,628	33.2
常勤役員数	1,528	1,612	94.8
営業所数	54	55	98.2

7. 外国為替証拠金取引が主たる業務である業者会員の営業損益

外国為替証拠金取引が主たる業務となっている業者会員の24.3期、24.3下半期及び23.9上半期の営業

損益合計は、それぞれ19,574百万円、8,167百万円及び11,482百万円でした。そのうちプラスとなっている業者会員は、それぞれ27社、25社及び28社でした。同じくマイナスとなっているのは20社、22社及び20社でした。表8は、24.3期、24.3下半期、23.9上半期の営業損益の分布です。

表8 店頭外国為替証拠金取引が主たる業務である業者会員の営業損益

（単位：社）

営業損益	24.3期	23.3期	24.3下半期	23.9上半期
50億円以上	1	0	0	0
20億円～100億円	3	3	3	3
10億円～20億円	3	5	0	1
5億円～10億円	1	2	3	3
1億円～5億円	7	6	5	9
0～1億円	12	9	14	12
損失	20	28	22	20
計	47	53	47	48

---

# 全米先物協会の懲戒処分制度の概要と手続き

## 当協会総務部

---

### I 懲戒処分制度の概要

1. 懲戒処分に関する根拠法等
2. NFAの法令遵守体制

### II 懲戒処分手続き

1. 事例の始まり、調査、事例審査等
2. 申立書
3. 聴聞
4. 和解
5. 証拠
6. 制裁
7. 上訴の手続き
8. 即時処分

(2) 米国の根拠法、管轄当局等

米国内では、①連邦法である刑法の違反については、連邦の刑事当局が、②商品取引所法（以下「CEA」）違反については、CFTCが管轄し、そのほか③NFA及び取引所の自主規制機関があります。

(3) NFA

NFAは、CEA第21(a)条に定める「登録先物協会」として指定されています。

NFAは、CEA第21(b)(8)条により、規則違反について会員を規律づけるための規則を制定し、CEA第21(b)(9)条に定める基準に適合する公正かつ秩序ある懲戒処分制度を整備しなければなりません。

NFAは、CFTC規則第170.6条に基づき、その会員を規律づけるに当たって、その規則に違反した会員に対する強制的な懲戒処分を行い、正しい手続きの基本的な要素と一致する方法で手続きを行い、公正かつ実際に合理的な根拠のある規律を課すことを示すべきであることを定めています。

### I 懲戒処分制度の概要

#### 1. 懲戒処分に関する根拠法等

(1) 証券監督者国際機構（IOSCO）

国際的には、証券監督者国際機構（IOSCO）が、2002年2月、「証券規制の目的及び原則」と題する文書を発出し、各国において、①包括的な検査、調査及び監視権限、②包括的な処分権限、③効果的かつ信用性のある検査の利用、調査、監視及び処分の権限並びに効果的な法令遵守制度の整備を確実にする規制制度を設けることとしています。

#### 2. NFAの法令遵守体制

(1) 事務所の所在地、職員数、会員数

NFAの主たる事務所は、イリノイ州シカゴ市に所在し、従たる事務所がニューヨークに所在します。シカゴ事務所の法令遵守職員（compliance staff）は、

---

本稿は、全米先物協会（以下「NFA」）の「Overview of the Disciplinary Process」及び米国商品先物取引委員会（以下「CFTC」）の「Review of the Disciplinary Program of National Futures Association July 2002 (Division of Clearing and Intermediary Oversight)」を参考に、当協会ですとまとめたものです。

中央及び西部の35の州並びに全ての米国の属領を担当します。ニューヨーク事務所の法令遵守職員は、東部15州及びコロンビア特別区を担当します。NFAは、シカゴに121名、ニューヨークに35名、合計156名の職員を有します。

NFAの法令遵守部(Compliance Department)は、部長(director)2名、上級管理者(senior manager)2名、管理者(manager)12名、監督者(supervisor)23名及び職員(staff)30名で構成されます。その他、調査グループ(investigation group)があり、部長1名、管理者3名、上級調査役(Senior Investigator)6名及び調査役(investigator)4名から構成されます。なお、部長は、リスクグループ(risk group)も管理し、調査グループの上級調査役1名及び調査役1名は、取引分析も行います。リスク・グループは、管理者2名及びアナリスト2名で構成されます。さらに、販売促進資料(promotional material)分析グループ(group to analyze marketing materials)は、上級管理者1名、管理者5名、上級アナリスト9名及びアナリスト5名で、分析チーム(analysis team)は、上級管理者1名、管理者3名、上級アナリスト6名及びアナリスト1名で構成されます。

NFAの2012年4月現在の業者会員数は、futures commission merchants (FCM) 106、retail foreign exchange dealers (RFED) 14、introducing brokers (IB) 1,362、commodity pool operators (CPO) 1,015、commodity trading advisors (CTA) 1,024です。

## (2) 職員の職務経験

NFA職員は、おおよそ、副部長は16～18年のNFAでの経験、チーム管理者は5～16年の経験、実地監査監督者は約4年の経験を有します。これらの職員のほとんどは、内部における実地訓練を受け、業界のセミナーや他の外部の機会を捉えて経験を積み、訓練します。

## (3) 法令遵守業務

法令遵守部の業務は、①監査(「EXM」)、②財務調査(「FIN」)並びに③顧客からの苦情(customer complaints)、販売促進資料及び規制当局からの照会などの事項の調査(Investigation Matters「INV」)の3つの主要分野から構成されます。(全米先物協会の監査制度の概要参照)

日常は、会員が提出する財務報告書の定期監査及び検証(全米先物協会の監査制度の概要 3. 財務調査(FINs)参照)並びに販売促進資料の検証(全米先物協会の監査制度の概要 2. (3)販売促進資料の検証参照)を行います。

顧客からの苦情、他の会員による情報提供、他の自主規制機関や規制機関からの照会があったり、インターネット、出版物、広告の監視・問題となる可能性があるものを発見したときは、さらなる取組みを行います。

## (4) 懲戒処分手続きに関わる機関

懲戒処分手続きには、①NFA職員、②業務行為委員会(Business Conduct Committee、以下「BCC」)、③聴聞委員会(Hearing Committee)、④上訴委員会(Appeals Committee)、⑤会員責任処分(Member Responsibility Actions)については、執行委員会(Executive Committee)が関わります。

## (5) NFAとCFTCのそれぞれの役割

NFAは、①会員及びその外務員に対し、NFA規則・要件の違反について処分します。②NFAの委員会を通して解決を図ります。③裁判を起すことはできません。④連邦若しくは州の法律に違反する行為は、CFTC若しくは刑事当局に付託します。

一方、CFTCは、①登録業者及び非登録業者をCEA違反について告発できます。②資産の凍結、民事上の解決、差し止め命令処分(injunctive action)を試みる事が可能です。

## (6) 懲戒処分の傾向

懲戒処分は、従来の①FCMの破産及び②帳簿記録の不作成・保存から、①販売慣行及び勧誘、②顧



口頭説明を行います。処分調整役及び執行副会長 (Executive Vice President) / 主任法令遵守役員 (Chief Compliance Officer) のほか、他の調査チームの担当者もまた、会議に出席することができ、BCCが出した質問に答えるために呼ばれることもあります。BCCは、NFA職員の勧告を受け入れることができ、又は申立書に追加若しくは変更を行うことができます。

## (2) 申立書の発出の決定

NFAの法令遵守部は、NFA規則の重大な違反又は違反の再発を特定したときは、総括顧問局内の処分調整役 (Enforcement Coordinator, who works within the Office of the General Counsel) に通報します。

処分調整役又は処分弁護士 (Enforcement Attorney) は、処分調整役及び法令遵守部が当該事項が告発することが適当であると決定する場合は、追加の調査を調整し、十分な証拠があれば、BCCに対し、会員業者及び/又は個人会員に対する申立書をBCCから発出するよう勧告します。処分弁護士は、一般的には、BCC会議の前に申立書のドラフトを作成します。

BCCは、申立書を発出すべきかどうか決定し、申立書は、調査報告日/ BCC会議から、通常2日以内、遅くとも30日以内に発出されます。BCCが申立書を発出する勧告に従うことを拒否することはまれです。

BCCが法令遵守部の勧告に同意する場合、作成した申立書には、会議で又はそのすぐ後で署名することができます。法令遵守部が勧告したものと異なる申立書をBCCが発出することを決定する場合、処分弁護士は、当該申立書を編集します。

申立書は、公的記録となります。

## (3) 申立書の送達

BCCが申立書の発出を承認した後、NFAの資料整理職員 (docketing staff) は、送達先の住所を確認し、送達の口述書を作成し、当該申立書を翌日

配達により送達します。当該申立書は、Legal Edge (懲戒手続きの内部追跡のために使用されるデータベース) に整理され、さらに事例番号、当事者名、当該事例の説明及び概要をBASIC (NFA会員の懲戒及び他の背景情報に公衆がアクセスするためのオンライン・システム) に追加します。

## (4) 申立書に対する回答

当該申立書において、回答者 (respondent) が回答書 (answer) をNFAに30日以内に提出しなければならない旨、通知されます。

処分弁護士は、回答期限に2週間の延長を与える権限があり、それ以上の延長は、BCCの委員会 (committee of the BCC) の承認が必要です。最初の延長は、ほとんどの場合、与えられます。

NFAは、申立書への回答書が提出される場合、それを聴聞 (hearing) の要請として扱い、当該事項は、聴聞パネル議長 (Hearing Panel Chair) の任命のため、資料整理職員に転送されます。

回答書が期日までに受け取られない場合、Legal Edgeシステムは、警告を発します。

資料整理職員は、延長が与えられていたかどうか処分弁護士に確認し、延長が与えられていなかった場合、NFAが回答書を受け取っていない旨の手紙を送付します。当該手紙の日付から7日後になっても回答がなければ、当該事項は、義務不履行決定 (default decision) としてBCCに返還されます。

資料整理職員は、送達の証明を確認し、和解議論 (settlement discussions) など、回答を提出しなかった理由があったかどうかを決定するため、処分弁護士に確認できます。

回答がない場合は、聴聞の権利放棄とみなされます。

## 3. 聴聞

回答者は、聴聞 (hearing) の権利を有します。

聴聞は、NFAの聴聞委員会の委員の3人のパネル

(Hearing Panels、以下「聴聞パネル」)により行われます。聴聞パネルは、NFA会員の代表者、弁護士等から選任されます。NFAの役職員は、聴聞パネルには加われません。1名又は2名のNFA処分弁護士がNFAを代表します。

#### (1) 聴聞パネル議長の選任

まず、聴聞パネル議長を選任します。

NFAは、ガイドラインに従って、聴聞パネル議長及び聴聞パネル委員を選任します。聴聞パネル委員は、3グループに分けられます。グループAは、複雑な事例を聴聞するパネルの議長となる資格があると考えられる6パネル委員を含みます。グループBは、最大のグループで、より単純な事例のためのパネル委員又は議長となる資格を有すると考えられる約30パネル委員を含みます。グループCは、パネル委員となるだけの約8名です。上級弁護士補助員(Senior Paralegal)は、適切な分類から聴聞議長を選任します。順番がやってきたパネル委員の予定がふさがっている場合、出席可能な議長が見つかるまで当該リストの順番に選任を進めます。

#### (2) 他のパネル委員等の選任

聴聞議長が選任されると同時に、聴聞パネル顧問(Counsel to the Panel)も任命されます。法務部職員に関する3名の弁護士は、パネル顧問となります。これらの弁護士は、処分手続きには関与しません。パネル顧問は、事前聴聞手続き及び聴聞について手続的な面においてパネルを助け、文書の送付並びに事前聴聞及び聴聞手続きに関連する命令の送付に責任を有し、聴聞パネルの決定をドラフトします。聴聞日が決定されると、他のパネル委員も選任されます。

#### (3) 利害対立の審査

パネル委員等について、利害の対立があるかどうかを審査します。

#### (4) 発見手続き

証拠の相互審査を行います。

NFAから関係証拠の提供を受けます。NFAは、申立書発出後は調査を継続できません。会員は、反論のための証拠を提供します。

追加手続きには、苦情を申し出た又は証言者となる可能性がある顧客との面接、会員の財務記録の検証、顧客口座書類及び外務員と顧客間の電話会話のテープ又は記録の検証、宣誓供述(deposition)及び質問手続きがあります。当初の顧客面接は、法令遵守部職員により行われ、処分弁護士は、当該事例において証言者となる可能性がある顧客を面接し、宣誓供述録取を行い、質問手続書を作成します。但し、宣誓供述は、大変に時間がかかるので、最近は、電話会議等が使用されます。

#### (5) 事前聴聞会議

聴聞パネル議長が選任されると、事前聴聞会議のための準備がなされます。事前聴聞会議は、聴聞パネル議長が議長となり、その選任の日から30日以内に開催されます。事前聴聞会議は、ほとんどの場合、電話会議で行われます。

①上級弁護士補助員は、議長に出席可能な日を尋ね、回答者及びNFA弁護士に出席可能かどうかを確認します。②上級弁護士補助員は、事前聴聞会議の日時を定め、電話会議の準備をし、手紙を聴聞パネル議長に送付します。③聴聞パネル議長は、BCC申立書及び回答者からの回答書を送付します。④聴聞パネル議長は、事前聴聞会議の日時を設定する第1の命令を発出します。⑤パネル顧問は、事前聴聞会議命令及び予定表を当事者に配布します。

NFA及びパネル顧問のために当該事例を取り扱う処分弁護士もまた、事前聴聞会議に参加します。

事前聴聞会議で決定される事項は、聴聞日の設定、発見の期日、証人のリスト及び証拠の交換のための期日の設定、及び動議(Motions)の提出及び動議への回答の時間枠の決定などです。

事前聴聞会議が開催された後、設定された日付及び事前聴聞会議で行われた決定について文書化した第2の命令が発出されます。

資料整理職員は、当該事項に対する全ての当事者に関する全ての事前聴聞命令の送達を確実にし、Legal Edgeに当該命令を資料整理します。

#### (6) 事前聴聞動議

当該事例に係る当事者により提出された動議は、聴聞パネルにより取り扱われます。

動議は、一般的に、発見、経路、継続及び電話宣誓の受入れに関連します。一定の非当事者の証人からの発見、継続及び電話宣誓の使用についての動議も含まれます。ほとんどの動議は回答者によってなされますが、NFAが関連問題に関する民事上の時効の結果が出るまでの継続のための動議、NFAが回答者の和解申出の提出のための期日を設定する動議などもあります。

NFAは、回答者の動議に対する回答書を提出します。

#### (7) 和解申出

ほとんどの申立ては、正式の回答書を提出する前又は後のいずれかに、和解 (settlement) によって解決されます。

聴聞パネルが和解申出及び自主規制機関の回答を受け、申立て及び類似事項に対する制裁 (sanction) を考慮に入れて、それが適当であると認めるときは、和解申出を受けなければなりません。(4. 和解参照)

#### (8) 聴聞の議事進行

聴聞は、①聴聞パネル議長からの始りの言葉 (opening statement) (当事者が特定され、聴聞手続きの概要が説明されます)、続いて②当事者 (最初はNFA弁護士、その後当事者) による始りの言葉があり、③自主規制機関による主たる争点の説明と続きます。最後に、④当事者が、再びNFAから、終了発言を行います。

②と③の間に、NFAは、最初にその事例について説明し、回答者は、証人に反対尋問することを許されます。その後、回答者は、反論の説明をすることを許され、NFAは、反対尋問を許されます。その後、NFAは、反証人を呼び、反証する機会を与

えられます。

特定の法令遵守職員の証言についての回答者の要請は、一般的に認められます。終了の議論は、時には、書面による議論や事実発見の提案もありますが、一般的に口頭で行われます。処分弁護士は、説明の中で制裁について、罰の種類及び罰金や停止の幅についての勧告を含め、述べます。

#### (9) 聴聞パネル委員の役割

各聴聞パネル委員 (以下この項「委員」) は、聴聞中に生じる問題に関して平等な1票の価値を有しますが、委員は、議長が重大ではない問題に関して一方的に裁定する権限を有することに合意することができます。

委員は、特定の問題に関する追加の説明資料又は弁論趣意書を要請できます。

委員は、一般的に証人の審査の終了時に、証人に質問できます。

委員は、NFA会員及びNFA職員に証言を強いる権限を有します。

#### (10) 一方向の連絡 (Ex-Parte Communication)

自主規制機関を含む当事者は、聴聞パネルとの直接の接触はできません。

動議や連絡は、資料整理職員又は委員会への諮問を経て処理されなければなりません。

#### (11) 審議 (deliverations)

聴聞パネルは、一般的に、聴聞の直後に会合を持ちます。

審議は、①申立書に記載された各事例について議論します。②聴聞パネル顧問は、生じる可能性のある手続き的な質問に回答し、発見及び決定を適切にドラフトするための審議の内容を理解するため、審議に出席します。③聴聞パネルは、当該回答者がNFA規則に違反したことを発見する場合は、各違反について適切な制裁について決定しなければなりません。

①においては、①-1回答者が申立書に記載された作為又は不作為があったかどうか、①-2行った場合、

自主規制規則に違反したかどうかを審議し、②においては、②-1手続きに関する質問に回答し、②-2決定書のドラフト作成に参考とする理由付けを理解することをを行います。

#### (12) 聴聞パネルによる決定書

聴聞パネル顧問は、聴聞パネルの審議に基づいて決定書をドラフトします。その後、各パネル委員は、それが終了する前に当該ドラフトを検証・修正する機会を有します。終了した場合、決定は、証明付通常郵便で当該回答者に送達されます。各決定書の写しもまた、規則第3-10条（7.上訴の手続き参照）により、上訴委員会に提供されます。

## 4. 和解

ほとんどの懲戒事例は、聴聞開催の前に和解されます。

#### (1) 和解申出

NFA法令遵守規則第3-11条により、調査の対象者又は懲戒事項における回答者は、和解申出を当該申出が行われる手続き時の当該事項について責任を有するBCC又は聴聞パネルに提出できます。当該回答者がBCC申立書の発出前に当該申立書が発出されるであろうことを知っている場合には、和解申出は、当該申立書の発出と同時に受け入れることができます。

聴聞パネル議長の選任の前は、BCC又はその指定聴聞パネルが管轄権を有し、その後、聴聞パネルが管轄権を有します。当該事例が上訴される場合は、上訴パネルが管轄権を有します。

#### (2) 和解の管轄

BCC又は聴聞パネルは、和解申出を受理したときは、①その旨の決定書を発出するか、又は②当該申出を拒否できます。BCC又は聴聞パネルは、当該申出を拒否する場合は、受け入れ可能な条件についてガイダンスを提供できます。BCC又は聴聞パ

ネルによる和解の決定書は、NFA会長に提出され、NFA会長が当該事項を上訴委員会に付すことを決定する場合を除き、15日以内に最終となります。

実務上、処分弁護士及び回答者は、典型的には、書面による和解申出書の提出前に和解を可能とする条件について議論し、契約に達します。処分弁護士は、法令遵守部職員、処分調整役及び副会長／主任法令遵守役員と当該和解申し出について議論します。

#### (3) 和解勧告

NFAは、申出書を受け取ったときは、一般的には、BCC又は聴聞パネルにそれを受け入れることかどうかについて勧告します。当該和解申し出を受け入れるかどうかについてのNFA職員の勧告は、その基準とともに、当該申立書及び回答者の申し出の中で主張を説明するBCC又は聴聞パネル宛のメモの中で、文書化されます。

NFA職員は、BCCにその事例を提出する前に制裁の受け入れ可能な水準について、しばしば内部のコンセンサスに達します。

## 5. 証拠

証拠については、法令で規定されるような形式的よりも、基本的な公正さと常識が適用されます。形式的なルールが常識を導き出すために使用されます。NFA法令遵守規則第3-9条（聴聞）並びにCFTC規則第170条（登録先物協会）及び171条（懲戒処分、会員資格拒否、登録及び会員責任処分に関するNFA決定の検証に関連する規則）が適用されます。

伝聞証拠（hearsay）及び関連性（relevance）が考慮されなければなりません。

反対側の弁護士は、当該証人が以前の証言とは矛盾する証言を行ったり、偽証を行う隠れた動機を有することを示すような情報を提出することにより、証人の証言の信用性を非難（impeach）します。

## 6. 制裁

### (1) 制裁の根拠

BCC又は聴聞パネルは、NFA法令遵守規則第3-14条により、懲戒手続きの結論を出したとき、NFA規則に違反したと認められる回答者に懲戒処分を課します。

### (2) 処分の種類

処分には、NFA会員資格の取消し若しくは停止、NFA会員と提携する（NFA会員に雇用される）ことの禁止若しくは停止、非難若しくは譴責、1違反当たり25万ドル以下の過怠金、排除命令、又は規則第3-14(a)条(vi)により、規則第3-14条に「違反しない他の罰の賦課若しくは改善措置」があります。

過怠金は、一つの事例において複数の違反がある場合は、加算されるので、25万ドル以上になることがあります。過怠金の額は、当該会員の財務状況等も考慮されます。

会員資格取消処分を受けた個人については、将来NFAに再度入会申請する際に、処分時に定めた額の過怠金を支払わせることもあります。

なお、NFAはCFTCから登録の事務を委任されており、登録の拒否、取消し、停止、制限又は条件について決定する権限を与えられています。

### (3) 処分決定に当たって考慮する事項

NFA職員は、そのような勧告を決定するに当たって、違反の重大さ、過失責任の有無、違反の頻度、期間及び件数、類似の以前の事例の処分、顧客の損失、抑止力、NFA、CFTC、他のSRO及び他の規制当局による処分を含む回答者の懲戒履歴、処分緩和要素などを考慮します。

NFA職員は、ユーザーが一定の規則違反を伴う事例の検索を可能にし、他のデータベース検査機能も可能にするLegal Edgeデータベースにより全てのBCC事例にアクセスできます。但し、Legal Edgeデータベースは、顧客の損失、当該回答者の

懲戒履歴又は当該違反の重大性を示唆する特定の要因などの当該事例以前の事例の規則違反の詳細に関する情報は、提供しません。

## 7. 上訴の手続き

聴聞パネルの決定で不当に扱われた回答者は、NFAの上訴委員会（Appeals Committee）にその決定について訴える権利を有します。上訴委員会は、NFAの執行役員会の下部委員会です。NFA法令遵守部も、決定について上訴を申し立てることができます。

回答者が上訴を申し立てた場合は、聴聞パネルにより決定した制裁の効力は、自動的に停止します。

### (1) 上訴の根拠、期限等

NFA法令遵守規則第3-13条は、回答者が決定から15日以内に通知することにより、聴聞パネルによる逆の決定とは逆の決定を行うよう上訴委員会に上訴できると規定しています。NFAの執行理事会の一部から構成される上訴委員会は、決定を検証することを決定する裁量権を有し、又は法令遵守部から上訴の申請を行う権利を付与できます。NFA職員による上訴は、まれです。

上訴委員会の役割の一つは、異なる聴聞パネルが完全に異なる結果を生じさせないことです。

上訴委員会が聴聞パネルの決定の限定的な部分について検証を行うことを要請したことがあります。回答者はまた、当該決定の一部分について上訴することができます。

### (2) CFTCによる検証及び上訴委員会による決定に不服な場合

CEA第21条(h)（NFAの懲戒処分の検証）並びにCFTC規則第172条（NFAの懲戒処分、会員資格付与の拒否、登録及び会員義務処分に当たっての検証に関する規則）に基づき、NFAは、懲戒処分に関し最終決定を行う場合は、当該会員・外務員に通知するとともに、CFTCに通知しなければならず、

CFTCは、自発的に、又は当該会員・外務員の申請により、当該懲戒処分について検証します。

CFTCは、①当該会員・外務員にNFAが指摘する行為・不作為があり、②それがNFA規則に違反しており、③そのNFA規則がCFTC規則を遵守していると認める場合には、そのように宣言し、NFAによる制裁を支持するか、修正するか、NFAに当該事例をさらなる手続きのため差し戻します。CFTCは、NFAによる懲戒処分が公益に照らし過剰又は過酷であると認めるときは、NFAによる懲戒処分の取消し、軽減又は緩和を命令しなければなりません。

当事者は、CFTCによる最終命令に不服な場合は、控訴裁判所・最高裁判所に訴えることができます。裁判所に訴える場合は、当事者は、NFAではなく、CFTCとなります。

## 8. 即時処分 (immediate action又はemergency enforcement action)

NFA法令遵守規則第3-15条は、懲戒制度とは別に、顧客、市場又は他の会員若しくは外務員を保護するために即時・緊急の処分が必要であると認める

理由がある事例について、会員又は外務員義務処分 (Member or Associate Responsibility Action [MRA]) を規定しています。

MRAは、役員会又は執行委員会の賛成を得て、NFA会長の命令により行われます。NFA会長は、MRAに基づき、即決で会員若しくは外務員の資格を停止すること、その業務を制限すること、又は改善措置をとることを命令できます。

即時処分の後、上記の手続きを経て、正式の処分が決定されます。

MRAは、NFAが同一事例又は同一の者に重複して懲戒処分を行うことを妨げず、未解決又は終了した懲戒処分の存在がMRAを妨げることもありません。

NFA規則は、回答者にMRAの実施について通知を行う手続き及びMRAが支持されるべきか、修正されるべきか若しくは無効にされるべきかを決定するために聴聞パネルによる迅速な聴聞の手続きを定めます。CFTCは、聴聞パネルによる聴聞の前又は後にMRAについて検証します。

---

# 全米先物協会の監査制度の概要

## 当協会総務部

---

1. 実地監査 (EXM)
2. 調査事項 (INV)
3. 財務調査 (FINs)
4. 重大な問題の調査
5. 事例概要書
6. 行動計画

### 1. 実地監査 (EXM)

#### (1) 監査モジュール

NFAは、いくつかの異なる監査モジュールを使用して、その様々な種類の会員 (futures commission merchants (FCM)、retail foreign exchange dealers (RFED)、introducing brokers (IB)、commodity pool operators (CPO)、commodity trading advisors (CTA)) の実地監査を行います。

NFA職員は、実地監査中、CFTC及びNFAの規則に対する法令遵守のための会員業者の事業活動を検証します。

NFAは、最初に行う立案及び範囲を設置するモジュールにより、監査モジュールのどれが特定の審査に当たって働くか決定するに当たって多くの要素を評価することができます。

法令遵守職員は、監査の範囲を立案するに当たって、以前の監査で指摘を受けた問題、顧客からの苦情及び前回の監査以来のINV記録に指摘された事項並びに当該会員及びその外務員の懲戒履歴を含む要因を考慮します。

監査モジュールは、①監査計画と範囲、②グループ会社、③大口注文、④現物業務、⑤CPO開示書類、⑥CPO報告、⑦CTA開示書類、⑧証拠金、⑨販売促進資料、⑩記録、⑪登録／準則第1101条、⑫分別管理、⑬めったにない問題、⑭勧誘、⑮後に続く検証、⑯監督、⑰純資本、⑱取引、⑲注文処理から構成されます。

#### (2) 監査サイクル

監査を行うサイクルは、①顧客口座を開設するFCMは毎年、②監査優先順位 (audit priority list) の一番上の会員は少なくとも1年おき、③新規に活発な会員の75%は業務の最初の年、④残りの25%は2年以内です。

監査サイクルと会員数の割合は、以前に監査された会員については、最後の監査から、①3年のサイクルで50%、②4年のサイクルで75%、③5年以内に100%です。

顧客が有資格適格参加者 (Qualified Eligible Participants) のみである会員は7年以内です。日常の監査は、財務及び販売慣行手続きの両方を含む

---

本稿は、全米先物協会 (以下「NFA」) の「Ris Based Audit」、 「Overview of the Disciplinary Process」及び米国商品先物取引委員会 (以下「CFTC」) の「Review of the Disciplinary Program of National Futures Association July 2002 (Division of Clearing and Intermediary Oversight)」を参考に、当協会できまとめたものです。

NFAの監査プログラムを使用して行われます。

### (3) 監査優先システム

NFAの監査優先システム (audit priority system) は、①懲戒履歴、②以前の監査結果若しくは最近の監査の有無、③資金の額及び管理する口座の数、④財務報告書の検証、⑤届け出られた開示書類及び販売促進資料並びに⑥詐欺事件で懲戒処分を受けた会員に以前雇用されていた外務員の数を追跡する電話勧誘「監視リスト」などの多くの要因に基づいて会員にポイントを割り当てます。

### (4) I/C作業書類

監査の過程で法令遵守問題が見つかった場合、これらの問題は、実地監査を行っている監査人により当該会員に示されます。当該会員の回答は、内部管理作業書類 (internal control workpaper、以下「I/C」) 又は当該問題に適用される作業書類に文書化されます。

I/Cには、①問題についての記述、②会員が提供した説明、③会員がとった措置、④その問題を解決するためにとることに合意した措置及び⑤NFA職員が監査報告書にその項目を入れるかどうか、それを回覧報告するかどうかを表示します。

各問題は、それぞれ実地監査監督者及びチーム管理者に示されます。法令遵守部は、監査報告書中の項目の引用に加えて、会員に一定の違反について助言し、さらなる違反が懲戒処分をもたらす可能性があることを一般的なところで指摘する職員の手紙を發出することがあります。

監査に関する情報は、NFAのFACTSシステム (Financial Analysis & Audit Compliance Tracking System、財務分析&監査法令遵守追跡システム。財務データ、監査その他のNFA会員業者についての法令遵守情報のためのメインフレーム・データベース) で維持されます。FACTSには、NFAの内部の者だけがアクセスできます。

実地監査は、法令遵守問題が発見された場合は、当該会員の回答がI/Cに、又は当該問題に適用され

る作業書類に文書化されて会員に示されます。

### (5) 重大な問題

実地監査監督者及びチーム管理者が重大であると決定する問題は、適切な副部長に通報されます。副部長は、職員の手紙が適切であることを決定でき、当該事項が懲戒調査 (disciplinary investigation) をもたらすべきかどうかを決定するため、処分調整役と相談できます。

### (6) 不備の発見後の取扱い

発見された問題は、改善措置について当該会員から説明を受けます。書面による説明を要請することもあります。

問題が再発した事例については、NFAは、その監査作業書類又は監査報告書中にこの事実を指摘します。

## 2. 調査事項 (INV)

### (1) 顧客からの苦情等

NFAは、調査事項 (investigation matter、以下「INV」) として、顧客からの苦情、会員からの苦情、連邦及び州の規制当局及び他のSROからの照会、並びに、事例によっては、日常の監査手続きで発見された情報を含む様々な経路から受けた情報に基づき始められた問合せを区分します。INVは、文書化され、NFAのFACTSシステムで保存されます。

NFA法令遵守部職員は、一般的に「電話業務 (phone duty)」をしている最中に苦情を受け、文書化します。苦情を有する顧客は、NFAの情報センターに電話し、情報センターは、それらの電話を法令遵守部に照会します。各法令遵守部チームは、2週間ごとの輪番制で電話業務を割り当てられます。特定の会員業者 (又は特定の会員業者の外務員) に関する苦情は、当該会員に割り振られる監査チームへ転送されます。チーム管理者は、当該事項を検証し、さらなる作業が必要かどうか見積もります。INVは、顧客が会員名を提供しない場合、又はその

主張が表面上信用できないと思える場合には対象としません。一方、法令遵守職員は、匿名の苦情であっても、それが重大で信用できる主張を含んでいる場合、その苦情を調べます。

#### (2) CFTC等からの情報提供

INVもまた、CFTC、証券取引委員会（SEC）、他の連邦機関、州の規制当局、又は他の先物・証券SROによりNFAに照会された情報に基づき開始することができます。これらの照会により受け取った情報についての検証手続きは、基本的に、顧客又は会員から受け取った苦情の評価の手続きと同じです。

#### (3) 販売促進資料の検証

販売促進資料は、使用の前に、NFAの事前検証プログラム（pre-review program）に基づく検証のために、自発的に提出することができ、又は法令遵守部が会員ごとに課した要件により最初に使用した後、提出できます。法令遵守部長は、NFA法令遵守規則第2-29(g)条に基づき、期間を定めて、販売促進資料をその最初の使用の後速やかにNFAに提出することを会員に求めることができます。

加えて、一定の会員は、NFAの電話販売プログラム、NFA法令遵守規則第2-29(h)条又は懲戒決定若しくは和解契約により事前の承認のため販売促進資料の提出を求められる可能性があります。

NFA職員は、事前検証のために提出された販売促進資料に問題を発見したときは、当該会員に電話し、その内容をINVノートに記録します。

NFA職員が電話によって当該会員と連絡をとることができない場合、又は当該会員が要請する場合は、手紙を送付することができます。当該手紙の写しは、INVファイルに保存され、当該会員のNFA ID番号によって相互参照されます。

不備が小さい場合、NFAは当該会員に電話し、FACTSノート画面に当該事例を文書化し、優先順位ポイントを加えることができます。不備がより重大か、再発である場合、当該会員に当該問題につい

て指摘し、当該会員が当該資料を使用することを停止しなければならない旨の手紙を送付することもあります。当該手紙には、当該会員に当該資料を修正するか、又は当該資料の使用を停止するかのいずれかにより回答することの依頼も記載します。

当該会員の合意は、一般に、FACTSノートにより文書化されます。NFA職員はまた、監査を勧告できます。

#### (4) 電話販売慣行の監視手続き

NFA法令遵守規則第2-9条は、詐欺的な電話販売慣行のために懲戒処分を受けた会員の営業体（sales forces）の以前の雇用について、一定の基準に該当した会員が強化された監視手続きを遵守しなければならないことを定めます。これらの手続きは、全販売促進資料をその最初の使用の少なくとも10日前に全て提出することを含みます。

#### (5) 類似の苦情の有無の調査及び追加の監査の必要性

INVを担当する職員は、当初の情報（例えば、苦情の記録、販売促進資料）を検証し、類似の苦情が会員又は外務員に対してあったかどうか調べます。

INV番号が割り振られ、職員が処分措置について議論します。より重大に見えるINVは、チームが割り当てられる可能性があります。

苦情については、NFA職員は、会員と連絡し、顧客と連絡し、各当事者から関係書類を得ます。検証により違反となる可能性があるものが発見される場合には、職員の手紙が送付される可能性があります。

チーム管理者は、違反の重大度を評価し、副部長と相談することができます。

INVが違反の再発にかかわる場合、NFAが追加の監査を行うか、当該事項を予定されている又は進行中の監査で対応することがあります。

### 3. 財務調査 (FINs)

法令遵守職員は、FCM及び独立IBが提出した月ごと、四半期ごと若しくは半年ごとの監査対象でない報告書、及び年次の証明済報告書を、当該会員の財務要件の遵守に関する問題を特定するため、日常的に検証します。

財務問題が重大であれば、改善措置の文書化がより求められます。NFA職員は、EXMの場合よりもFINの場合において改善措置がとられたことを重視します。副部長は、FINにおいて、職員の手紙を发出するかどうかが及び懲戒処分のために当該事項を照会するかどうかの決定にかかわります。

### 4. 重大な問題の調査

#### (1) 担当副部長、処分調整役、処分弁護士役割

NFA職員は、重大な法令遵守問題を特定したときは、当該事項が懲戒処分として照会に相当するかどうかを決定するため、担当副部長と相談します。法令遵守職員は、処分調整役又は処分弁護士に対しこの決定に関し助言を求めることができます。この決定には、違反の重大性の評価、処分弁護士が聴聞パネル（すなわち目撃者証言又は証拠書類）で提示する証明の質の評価、又は同一会員に関するCFTC調査の存在などの要因に基づく可能性があります。NFAは、販売促進資料違反が懲戒処分となる可能性があるかどうか、を決定するに当たり、当該資料が見込み顧客に既に手渡されたかどうかを考慮します。

#### (2) 調査記録 (A-log) への記録

NFA手続きは、一旦事例が懲戒処分となるべきであると法令遵守職員及び処分調整役が決定すると、それは「A-log」と呼ばれる調査記録に記録され、任命された処分弁護士に伝えられます。

法令遵守職員は、事例概要を作成し、当該弁護士

は「行動計画 (game plan)」書 (6. 行動計画参照) を策定する可能性があります。A-logは、全ての行われている調査を追跡し、当事者の氏名、調査対象の違反、任命された職員の氏名、調査の開始日、当初の行動計画会合日及び終了予定日を含みます。

#### (3) 調査の期間

調査の期間としては、6ヵ月以内を目標とします。比較的単純な事例では、1ヵ月ですむものもありますが、より複雑な販売慣行の事例では、調査は1年を必要とするかもしれません。

#### (4) A-log記録から懲戒処分に進まない事例

違反が告発相当とするのに十分に悪質であると認められない場合は、それ以上、すなわちBCC処分を勧告しないことを決定します。

### 5. 事例概要書

法令遵守職員は、一般的に事例概要書 (case summary) を作成して、処分職員のため、法令遵守部の発見を文書化します。但し、監査報告書その他の規制当局からの詳細な照会等の書面による資料は、事例概要の目的で使用可能性があります。

事例概要には、調査に割り当てられた法令遵守職員の氏名、主張、調査の対象物、終了した作業及び収集した証拠、法令遵守職員が当初の行動計画会議出席可能な日などを記載します。

### 6. 行動計画

#### (1) 行動計画会議

NFAの手続きは、行動計画会議が事例がA-logに置かれた後で開催されるべきであると定めます。行動計画会議の目的は、当該事例が証明しようとするもの、完了させる必要のある調査手続き及び誰がこれらの手続きを完了させる責任を有するかを特定し、各手続き及び調査そのものの完了の実現可能な期日を設定することです。

## (2) 行動計画会議参加者

参加者には、処分弁護士及び副部長、チーム管理者、実地監査監督者及び、多分、担当法令遵守部チームからの監査人を含みます。行動計画書が作成されることもあります。処分弁護士は、法令遵守職員から情報を得て、行動計画書を作成します。

## (3) 行動計画の検証

行動計画は、処分調整役及び執行副会長／主任法令遵守役員により検証され、修正される可能性があります。

## (4) 処分記録

Microsoft Outlookのpublic foldersの処分フォルダ（Enforcement folder）が事例概要書及び行動計画に係る書類を追跡するために使用されます。

法務及び法令遵守職員は、これらの文書を読むた

めに処分フォルダにアクセスできますが、データ入力は、上級弁護士補助員だけが行います。

## (5) 行動計画書作成のメリット

行動計画書は、調査の効率性と有効性を大幅に増加させます。行動計画書は、調査の進展とともに変化する可能性のある融通性のある書類であることを意図します。行動計画書は、当該事項の背景、調査の対象物及び主張を含みます。

日時表は、Excelのシートの様式で、作成され、行動計画書に添付されます。日時表は、なされるべき課題、任命された特定の職員及び期日を記載します。道程会議は、状況を評価し、処分調整役及び執行副会長に調査の進展を知らせるため、より複雑な事例において開催されます。

### 1. ブラジル、輸出業者にデリバティブ取引課税を免除 (PR 3月16日)

ブラジル政府は、課税当局が先物市場における投資家のネットの米ドル売建玉に対し1% (2011年9月1日以降の取引に適用、必要な場合は上限25%まで課税) の課税 (IOF) を行うことを認めたが、輸出業者については、輸出額の1.2倍相当までのヘッジ取引に関しては、課税しないこととする。

### 2. LCH.Clearnet、店頭FX取引 (NDF) の清算を開始 (PR 3月19日)

LCH.Clearnet Limitedは、店頭外国為替取引 (FX) の受渡決済のない取引 (NDF) の清算業務 (ForexClear) を開始した。対象通貨は、ブラジルリアル、チリペソ、中国元、インドルピー、韓国ウォン、ロシアルーブルの、それぞれ対米ドル取引。

### 3. 米国下院、ドッド・フランク法のスワップ規定を緩和 (PR 3月26日)

米国下院は、グループ会社同士のスワップをドッド・フランク法に基づく一定の規制要件から除外する法案及び商業最終ユーザー (commercial end-user) を証拠金要件から除外する法案を可決した。また、下院金融サービス委員会は、ドッド・フランク法の賠償規定を削除する法案を承認し、これにより米国スワップ・データ記録蓄積機関と外国の規制当局間の店頭デリバティブに関するデータの共有の障害が取り除かれるようにする。同委員会はまた、店頭デリバティブ市場に関するドッド・フランク法規制の国外適用の範囲を、米国人の外国支店を除くことで、明確にする法案を承認した。同法案はまた、自己資本要件規定を明確にし、米国スワップ・ディーラーとそのグループ会社間の取引及び米国スワップ・ディーラーと非米国スワップ・ディーラー間の取引に関するレポートを必要とする。

### 4. NYSE Euronext、ロンドンにデリバティブ清算機関を設立の計画 (PR 3月28日)

NYSE Euronextは、ロンドンにデリバティブ清算機関を設立すると発表した。設立費用は8500万ドルの予定。LCH.Clearnetとのデリバティブ清算契約は終了させるが、現物株式の清算はそのままLCH.Clearnetでの清算を続ける。

### 5. BM&F Bovespaに罰金判決、控訴 (PR 3月28日)

BM&F Bovespaは、地裁判決で、1999年1月の対外収支危機によるブラジルリアル引き下げ (対米ドル約70%) を行った際、政府に損害を与えたとして84.2億リアル (=46億米ドル) の罰金支払いを求められた。同取引所は、控訴する予定。

### 6. HKEx、取引システム等の技術革新 (PR 3月28日)

香港取引所・清算機関 (HKEx) は、3億8000万米ドルをかけて、高度なネットワーク、データ・センター及び取引システムを有する「HKEx Orion」を構築する。

#### 7. 欧州議会、EMIRを認可 (PR 3月30日)

欧州議会は、欧州市場インフラ規制 (EMIR) を認可した。

#### 8. CFTC、選挙結果のバイナリオプションの上場・取引を禁止 (PR 4月2日)

米商品先物取引委員会 (CFTC) は、北米デリバティブ取引所 (Nadex) に対し、政治的事象に係るデリバティブ商品の上場又は清算・取引を可能とすることを禁止する命令を発出した。商品は、2012年中に行われる米国の各種選挙の結果に基づいてペイアウトがあるバイナリーオプションで、CFTCによれば、賭博であり、公益に反する。Nadexは、2004年から為替、金利、雇用統計等のバイナリーオプションを上場・取引している。

#### 9. NYSE Euronext、一般投資家向けCFDを上場へ (PR 4月2日)

NYSE Euronextは、2013年に、一般投資家向けに、その価格が通貨ペア、商品 (コモディティ) 等の価格に連動する所謂「contracts for difference」あるいは「先物類似商品」を英国及び欧州で上場する計画。マーケット・メーカーが取引の相手となる仕組みとする計画。

#### 10. CME、日本国債を証拠金の充当可能に (PR 4月2日)

シカゴ・マーカンタイル取引所 (CME) は、日本国債をCDS、IRA及び上場デリバティブ取引の証拠金として充当可能とする。実施は5月1日。

#### 11. インド、取引所株式の上場が可能に (PR 4月2日)

インドの証券取引委員会 (SEBI) は、国立証券取引所 (NSEI) 及びボンベイ証券取引所 (BSE) の株式を他の取引所に上場することを、51%が一般に所有されることを条件に、可能にした。保有制限は、外国投資家が5%、銀行及び保険会社が15%。清算機関は、その株式の過半数を取引所が保有しなければならないが、単一の取引所による保有は51%までに限る。

#### 12. CME、GreenXを買収 (PR 4月3日)

CMEは、Green Exchange LLC (GreenX) の親会社であるGreenX Holdings LLCの株100%を買収した。従来の株主は、CMEや大手投資銀行を含む13社。今後、取引をGlobexで、清算をClearPortに移行させる予定。GreenXは、EUA先物などCO2の排出権取引を行う。2011年の取引数量は、全体で前年度比332%増、EUAは同じく688%増。

#### 13. サンチャゴ証券取引所、デリバティブ市場を設立へ (PR 4月12日)

チリ・サンチャゴ証券取引所は、ブラジルBM&F BOVESPAとともに、外国為替、株価指数及び債券のデリバティブを上場する計画である。

#### 14. 米国スワップ・ディーラーの登録要件、取引金額80億ドルに (PR 4月18日)

CFTC及び米証券取引委員会 (SEC) は、「スワップディーラー」としての定義を、当初の提案1億ドル (会

報第87号FFニュース13. 参照) から大幅に引き上げ、1年間に想定元本80億ドルのスワップを取引した業者とすることとした。5年後に見直され、それが適当な場合は、30億ドルまで引き下げられる可能性がある。

#### 15. 香港取引所、人民元先物を上場へ (PR 4月19日)

香港取引所・清算会社 (HKEx) は、2012年第3四半期に米ドル・人民元の通貨先物を上場する計画である。最終決済は、売り手が米ドルを支払い、買い手が最終決済価値相当の人民元を支払う。限月は、スポットの暦月、それに続く3暦月及びそれに続く3四半期限月。取引単位は、10万米ドル、価格の表示方法は、1米ドル当たりの人民元 (例えば、1米ドル当たり6.2486人民元)、価格の最少変動幅は、0.0001人民元。取引時間は、9:00a.m. ~ 4:15p.m. (月曜日から金曜日)。最終決済日は、限月の第3水曜日。最終取引日は、最終決済日の2営業日前。

#### 16. NZX、Nasdaq OMXの取引システムを導入 (PR 5月4日)

ニュージーランド証券取引所 (NZX) は、株式及びデリバティブの次期取引システムにNasdaq OMXのX-stream multi-asset technology platformを採用する。X-streamは、世界の22市場で使用されている。

#### 17. 世界のOTCデリバティブ取引残高、過去最大 (PR 5月9日)

主要11ヶ国の主要銀行を対象とした国際決済銀行 (BIS) の調査によると、2011年12月末の世界のOTCデリバティブ取引残高 (想定元本ベース) (2004年12月末以降は、CDS※3を含む。) は、647兆米ドル (2011年6月比▲8.3%) であった。一方で市場価値で評価した総市場価値は、全体で27兆ドル (同39.7%増) と増加した。外国為替のうち、米ドルは85.3% (2011年6月末は83.5%)、ユーロは36.6% (同38.5%)、円は21.5% (同20.1%) を、金利のうち、米ドル建ては28.6% (同30.8%)、ユーロ建ては46.1% (同39.6%)、円建ては14.1% (同11.8%) を占める。

(単位：10億米ドル)

	2009年 12月末	2010年 6月末	2010年 12月末	2011年 6月末	2011年 12月末
全商品合計	603,900	582,685	601,046	706,884	647,762
うち外国為替	49,181	53,153	57,796	64,698	63,349
うち先渡し等※1	23,129	25,624	28,433	31,113	30,526
スワップ※2	16,509	16,360	19,271	22,228	22,791
オプション	9,543	11,170	10,092	11,358	10,032
[参考：取引所取引	292	347	314	389	309]
金利	449,875	451,831	465,260	553,240	504,098
うちFRA	51,779	56,242	51,587	55,747	50,576
スワップ	349,288	347,508	364,377	441,201	402,611
オプション	48,808	48,081	49,295	56,291	50,911
[参考：取引所取引	67,292	69,551	61,943	76,055	53,305]
株式関連	5,937	6,260	5,635	6,841	5,982
商品（金等）	2,944	2,852	2,922	3,197	3,091
CDS※3	32,693	30,261	29,898	32,409	28,633
うち個別対象先	21,917	18,494	18,145	18,105	16,881
複数対象先	10,776	11,767	11,753	14,305	11,752
その他※4	63,270	38,329	39,536	46,498	42,609
[参考：取引所取引計	73,375	75,418	67,947	82,860	58,332]

※1 Outright forwards and forex swaps

※2 Currency swaps

※3 Credit Default Swaps

※4 不定期に報告する金融機関の残高予想額。

## 18. 欧州議会、金融取引税導入を可決（PR 5月23日）

欧州議会は、金融取引税導入法案を賛成487、反対152、棄権46で可決した。株式及び債券の取引について0.1%、デリバティブについて0.01%の課税率。2012年中に導入され、年間1000億ユーロの税収が見込まれるが、一部の国では課税が拒否される見込み。

## 19. オスロ証券取引所、過剰な注文に手数料（PR 5月24日）

オスロ証券取引所は、「成立した注文に対する注文比率（OEOR、Order to Executed Order Ratio）」が1:70を超える注文につき、0.05クローネ（≒0.01米ドル）の手数料を課す。アルゴリズム取引あるいは高頻度取引と呼ばれるコンピュータ取引から自動的に発出される注文による混雑を緩和するため。9月1日から実施の予定。なお、同じNasdaq OMXが運営するコペンハーゲン、ヘルシンキ、レイキャビク及びストックホルムの証券取引所も2011年9月にOEORが1:250を超える取引に手数料を課した。

## 20. Eurex Clearing、店頭金利スワップ取引の清算を開始へ（PR 5月31日）

Eurex Clearingは、EurexOTC Clear for Interest Rate Swapsにより、店頭金利スワップ取引の清算業務

を、主要銀行と協力して、2012年後半期に開始する。

## 21. CFTC、MF Globalの清算に関し、一般債権者として請求（PR 6月1日）

CFTCは、MF Globalの清算に関し、一般債権者請求（general creditors claim）を行った。CFTCは、MF Globalの破綻に関連して、調査を行っており、その結果顧客への資金返還を求める可能性があるため、一般債権者として請求するもの。この請求は、顧客によるMF Globalへの請求権には優先せず、顧客保護のため行われる。

## 22. IOSCO、店頭デリバティブに係るリスク軽減に15の勧告（PR 6月6日）

証券監督者国際機構（IOSCO）は、「デリバティブ市場仲介規制に関する国際基準」と題する店頭デリバティブのディーリング、マーケット・メーカー又は仲介取引の業務を行う市場参加者の規制のための次のような高度の国際基準を勧告する報告書を発出した。①デリバティブ市場仲介業者（DMI）には、一般的に、店頭デリバティブのディーリング、マーケット・メーカー又は仲介取引の業務を行う市場参加者を含むが、店頭デリバティブ取引を行うが、ディーリング、マーケット・メーカー又は仲介取引の業務を行わない最終ユーザー及び市場参加者を含まない。DMIは、登録・許可及び実質的な規制又は、登録・許可を受けた後は、管轄当局による要件及び基準の対象となるべきである。但し、一定限度で、規制・要件及び基準の完全な適用はある種の者には適当ではないかもしれない。②DMIに適用される登録・許可要件は、店頭デリバティブ業務に応じたものにすべきである。③DMIの登録・許可は、最低基準を定め、DMIにその店頭デリバティブ業務に関する情報を、管轄当局が登録・許可を付与すべきか取り消すべきかを決定するための助けとするために、提出・更新させるべきである。全ての登録・許可当局は、登録・許可を受けたDMIの登録・許可を付与、拒否、停止又は取り消す権限を有するべきである。④登録・許可を受けたDMIに関連する重要な情報は、公開すべきである。⑤母国で登録・許可を受けたDMIが登録・許可を受けていない他の国で店頭デリバティブ業務を行う場合は、その業務を行う受入国の市場当局は、当該DMIが行う店頭デリバティブ業務のための適切な監視制度を整備すべきである。その制度は、受入国におけるDMIに対する監視方法並びに母国及び受入国の市場当局間の協力の仕組みを考慮すべきである。市場当局は、DMI監視に関連する国境を超えた問題に関する国間の重複、対立及びずれを特定し、受入国におけるDMIの業務が十分に監視されることを確実にするために協力すべきである。さらに、各国は、重複及び対立を可能な限り減少させるため、多国間又は二国間での取組について協調することを勧告する。⑥市場当局は、健全性に関して規制を受けておらず、負担するリスクに影響するDMIの資本又は他の財務資源に関する要件を付加することを考慮すべきである。⑦DMIは、業務行為基準の対象とすべきである。これらの基準には、詐欺、不実表示、価格操縦及び他の不正行為の禁止も含むべきである。⑧業務行為要件は、それが適当な場合は、店頭デリバティブ市場に応じたものであるべきである。これは、DMIと取引を行う当事者に関する合理的な評価又は特定の店頭デリバティブ市場商品・サービスの複雑さ及びそれに伴うリスクに基づくことが可能である。⑨清算された店頭デリバティブ取引については、DMIは、顧客に属する担保を自己の資産から分別して管理し、DMIの顧客に属するポジション及び担保の効率的な特定及び分別管理を可能にする会計的な構造とすべきである。DMIは、適当かつ可能な場合は、清算された顧客のポジション及び担保の迅速な移管及び移植を可能にする手続きを整備すべきである。⑩DMIは、DMI内の店頭デリバティブ業務の適切な管理を確実に

するよう設計された効果的な企業統治の枠組みを有するべきである。⑪DMIは、その店頭デリバティブ業務及びその外務員の行為を管理するための監視方針及び手続きを設計しなければならないべきである。⑫DMIは、店頭デリバティブ関連業務リスクを適切に特定し、管理するリスク管理制度及び組織を整備しなければならないべきである。⑬DMIの管理者は、DMI及びその代理となる個人が関係規制基準及び当該DMIの内部方針及び手続きを管轄し、遵守することを合理的に保証するために十分な管理の方針、手続き及び制度を制定、維持及び適用しなければならないべきである。⑭DMIは、業務崩壊又は災害について、軽減し、対応し、回復することを可能とする効果的な業務継続計画、その規模に応じた、リスク及び業務内容を開発・維持しなければならないべきである。⑮DMIは、店頭デリバティブ取引記録を保存し、適時に、組織的にかつ読んで理解しやすい方法で提供できるようにしなければならないべきである。店頭デリバティブ取引の記録保存期間は、その終了、期限到来又は譲渡後、特定期間に適用すべきである。

### 23. 金融取、くりっく365主要通貨ペアの呼び値の最小変動幅を縮小 (PR 6月6日)

東京金融取引所は、くりっく365のうち、米ドル・日本円、ユーロ・日本円及び豪ドル・日本円の呼び値の最小変動幅を現在の0.01円から0.005円に変更する。実施は10月1日。

### 24. ドイツ政府・野党、金融取引税に合意 (PR 6月7日)

ドイツ政府及び社会民主党 (SPD) は、欧州金融取引税について、合意した。

### 25. 香港取引所、ロンドン金属取引所を買収 (PR 6月15日)

香港取引所 (HKEx) は、ロンドン金属取引所 (LME) を1388百万ポンド (16673百万香港ドル) で買収することで合意した。LMEの株主総会、英金融サービス機構 (FSA) の認可等の手続きは、2012年第4四半期に終了する見込み。

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町1-3  
NBF小川町ビルディング

一般社団法人 **金融先物取引業協会**

TEL (03) 5280-0881 (代)

FAX (03) 5280-0895

URL <http://www.ffaj.or.jp/>

本書は、投資や運用等の助言を行うものではありません。本書の全部または一部を転用複写する場合は、当協会までご照会ください。

